

建築物清掃業の登録基準

1 物的要件

次の機械器具を有すること
真空掃除機
床みがき機

2 人的要件（清掃作業監督者）

次のいずれかの者であって、清掃作業監督者講習会（又は再講習会）を修了し、修了した日から6年を経過しない者
ビルクリーニング技能検定合格者
ビルクリーニング技能審査合格者
建築物環境衛生管理技術者免状を有する者

3 作業従事者の研修要件

従事する者の全員が受講できるものであること（原則1回以上/年）
事業主又は登録団体が実施主体となって定期的に行われるものであること
研修の内容が、清掃用機械器具等及び清掃作業に用いる資材の使用法並びに清掃作業の安全及び衛生に関するものであること
その指導に当たる者が、その内容を指導するのに適当と認められる者であること

4 維持管理の方法等に係る要件

床面の清掃について、日常における除じん作業のほか、床維持剤の塗布の状況を点検し、必要に応じ、再塗装等を行うこと
カーペット類の清掃について、日常における除じん作業のほか、汚れの状況を点検し、必要に応じ、シャンプークリーニング、しみ抜き等を行うこと。洗剤を使用した時は、洗剤分がカーペット類に残留しないようにすること
日常的に清掃を行わない箇所の清掃について、6月以内ごとに1回、定期的に汚れの状況を点検し、必要に応じ、除じん、洗浄等を行うこと
建築物内で発生する廃棄物の分別、収集、運搬及び貯留について、衛生的かつ効率的な方法により速やかに処理すること
真空掃除機、床みがき機その他の清掃用の機械及びほうき、モップその他の清掃用具並びにこれらの機械器具の保管庫について、定期的に点検し、必要に応じ、整備、取替え等を行うこと
廃棄物の収集・運搬設備、貯留設備その他の処理設備について、定期的に点検し、必要に応じ、補修、消毒等を行うこと
～までに掲げる清掃作業等の方法について、建築物の用途及び使用状況等を考慮した作業計画及び作業手順書を策定し、当該計画及び手順書に基づき、清掃作業等を行うこと
に掲げる作業計画及び作業手順書の内容並びにこれらに基づく清掃作業の実施状況について、3月以内ごとに1回、定期的に点検し、必要に応じ、適切な措置を講ずること
清掃作業及び清掃用機械器具等の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、委託を受ける者の氏名（法人にあっては、名称）委託する業務の範囲及び業務を委託する期間を建築物の所有者、占有者その他の者で当該建築物の維持管理について権原を有するもの（以下「建築物維持管理権原者」という。）に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること

	等により、受託者の業務の方法が から までに掲げる要件を満たしていることを常時把握すること
	建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの清掃作業及び清掃用機械器具等の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと